

**(関連分野)**

文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

**(事業の名称)**

臓器移植・骨髄バンク普及啓発・登録促進事業

**(関係省庁名)**

厚生労働省

**事業の概要**

**(事業内容)**

都道府県において、雇い止めされた派遣労働者等の期限付き雇用により、以下の事業を実施し、臓器移植・骨髄バンクの普及啓発を図る。

①骨髄バンク普及啓発・登録促進事業

- ・ドナー登録会場などにおけるドナー登録の呼びかけ及び登録受付
- ・骨髄バンクに関するパンフレット等の広報資材の配布
- ・保健所等におけるドナー登録に関する問い合わせへの対応
- ・ドナー休暇制度導入の促進を図ることを目的とし、企業等に対して骨髄バンク事業の概要説明
- ・その他

②臓器提供意思表示カード・シール等の配布及び臓器移植に関する普及啓発事業

- ・意思表示カード・シール等は各都道府県や市町村の自治体窓口、保健所、運転免許試験場(センター)、警察、一部のコンビニエンスストア、病院等に設置しているが、その設置状況を巡回調査して補充を行ったり、新規設置場所を開拓し、適正な常時設置を依頼する。
- ・各市町村単位でのイベント(健康まつりなど)にて、意思表示カード・シール等を配布できる機会があれば、その要望を受けて、配布要員を派遣する。
- ・役所の被保険者証発行窓口において、裏面に意思表示をするための説明員の設置(意思表示欄がある場合は記入方法を、意思表示欄が無い場合はシールの貼付を普及)
- ・普及啓発のためのイベントの企画運営と移植医療の知識を普及する。
- ・その他。

**(人員等の基準)**

- ・待遇・雇用対象者・雇用期間等、都道府県の自由設計

**(関係者の役割)**

- ・都道府県：実施主体、連携体制の構築の他、事業実施に係る全般的な助言
- ・①については、(財)骨髄移植推進財団：骨髄バンク事業に係るドナー登録・受付業務に必要な知識提供のための研修を実施
- ・②については、(社)日本臓器移植ネットワーク：雇い入れ職員に対する臓器移植関係の基礎知識提供のための研修実施

**(事業展開に必要な事項・規制緩和など)**

特になし

**(期待される効果)**

定性的効果：

- ①については、国民に対し、骨髄バンクに関する知識・理解を深めることにより、ド

ナー登録者の拡大が図られるとともにドナー休暇制度を導入した企業が増えることによりドナーが骨髄を提供しやすい環境が整えられ、骨髄移植件数の増加が見込まれる。よって、骨髄バンク事業の推進に大きく寄与すると考えられる。

②については、地域住民が必要とした時に、適切な資料が入手できるサービスの恒常的運用→臓器提供に関する意思表示の機会の増加

臓器移植の普及活動に関与したことによる社会的意義の理解者の増加

#### (先行事例)

茨城県：骨髄バンク登録推進事業（骨髄バンク登録推進員を雇用し、骨髄バンクの推進に関する事業）

福島県：骨髄バンク推進事業（骨髄バンク説明員を雇用し、骨髄バンクドナー登録会の説明及び受付業務）※平成 16 年度に実施

富山県：移動献血併行型ドナー登録会・骨髄移植街頭キャンペーン

#### (期間後の取扱い)

#### (関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室 課長補佐 竹内正広 / 係長 山田千恵  
電話番号：03-3595-2256 / ファックス：03-3593-6223